

◆美術館の新料金表

| 利用者区分 | 普通 観覧料 | 特別企画展 観覧料 |
|----------------------------|-----------|------------------------------|
| 一般 | 130円 | 630円の範囲内で その都度市長が 定める額 |
| 高等学校若しくは中学校の生徒 又は小学校の児童 | 50円 | 250円の範囲内で その都度市長が 定める額 |

備考

- 1 この表において「普通観覧料」とあるのは常設展の展示品のみを観覧する場合をいい、「特別企画展観覧料」とあるのは特別の企画による展示品を観覧する場合（常設展の展示品を併せて観覧する場合を含む。）の観覧料をいう。
- 2 この表において「一般」とは、高等学校若しくは中学校の生徒、小学校の児童又は小学校就学の始期に達するまでの者以外の者をいう。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの者からは、観覧料を徴収しない。